

## 第 11 回(平成 20 年度第 1 回) ISO/SR 幹事会 議事録

1. 開催日時 : 平成 20 年 6 月 10 日 (火) 15:00~17:00

2. 開催場所 : 経済産業省 別館 6 階 618 会議室

3. 出席者 : 【敬称略・五十音順】 出席者(○)、欠席者(×)

委員: 松本 恒雄(一橋大大学院)○、足達 英一郎(日本総合研究所)○、稲岡 稔(セブン&アイ・ホールディングス)×、青木 健(連合・逢見委員代理)△、吉野 貴雄(連合・大久保委員代理)△、長見 万里野(消費者協会)×、熊谷 謙一(連合)○、黒田 かをり(CSO ネットワーク)○、斎藤 仁(経団連)○、佐野 真理子(主婦連合会)○、下澤 嶽(JANIC)×、関 正雄(損保ジャパン)○、富田 秀実(ソニー)○、深田 静夫(経団連/オムロン)○、福田 泰和(経済省)○、矢野 友三郎(NITE)○

関係者: 藤代 尚武(経産省)○

事務局: 岡本 裕○、佐藤 恭子○、櫻井 三穂子○(以上 JSA 記)

4. 議事次第: 省略(議事次第参照)

5. 配布資料: 省略(議事次第参照)

6. 議事概要:

6. 1 議事及び資料の確認

事務局より、議事及び資料の確認を行った。議事次第案は異議無く了承された。

6. 2 幹事会規約及び委員会構成などの確認、主査の選出

資料 WG I-11-1 及び WG I-11-2 にしたがって、事務局より「国内委員会に関するあり方検討会」が作成した幹事会規約案及び幹事会の委員構成について確認が行われた。また、松本委員長に幹事会の主査をお願いすることが事務局より提案され、異議なく承認された。

<質疑応答>

- ・ 第 9 条「原則として非公開とするものとする」(「と」の欠落) → 修正する。
- ・ 第 10 条「記録は、非公開とする」とあるが、国の委託事業であるので、求められれば

公開せざるを得ない。「議事概要を公開する」などとできないか。→修正する。

- ・ 幹事会の規程に議決に関する規定が無いのでは？→議決を行うのはあくまで国内委員会。その下部組織である幹事会では、国内委員会に対する案を取りまとめるが、議決は行わないこととしている。
- ・ 第7条2項「各ステークホルダーから1名以上の出席」は、エキスパートとステークホルダーの代表のいずれか1名が出席すればいいということか。→いずれかの出席でよい。
- ・ SSRO の委員は1名しかおらず、足達委員が出席できないと会は成立しないことになるのか？→松本主査も SSRO とみなすこととする。

### 6. 3 国内委員会の議題の確認

資料 WG I-11-3 及び WG I-11-4 にしたがって、事務局より次週 6 月 17 日に開催の第 19 回 ISO/SR 国内委員会の議事次第及び配布資料について確認が行われた。

<主な意見>

- ・ CAG の報告を議題 4 と議題 5 の間に追加してもらえないか。→追加する。
- ・ WD4.2 の議論に時間を充てることのできるよう、形式的な承認事項に関する資料は国内委員会に事前に配布してはどうか。→配布する。
- ・ 議題 4 の「各ステークホルダーの関心事項・論点」については、「ステークホルダー」としてではなく、「エキスパート」としての問題点や論点としたいところを示してはどうか。→変更する。
- ・ 6 月 17 日の国内委員会以前に翻訳が欲しい。→翻訳業者から上がってきた原稿を即、国内委員会に配布する。

### 6. 4 IDTF 及び CAG の検討状況について（報告・情報交換）

資料 WG I-11-5 にしたがって熊谷委員から 5 月 23 日に行われた IDTF 電話会議の報告があった。続いて、WG I-11-6 にしたがって富田委員から 5 月 13 日の CAG 電話会議の報告がなされた。次に、各ステークホルダーの検討状況などについて情報の共有を行った後、意見交換を行った。WD4.2 に関する主な意見は次のとおり。

<意見交換>

- ・ 全体の長さを短くすること、規格の構造の検討、未解決の課題の検討、詳細さのレベルを統一するなどといった IDTF の設置根拠に立ち返って考えるべき。長さという意味では、ページ数は減っていない。7 章については、TG6 での議論に戻っている感じがする。7.5 のコミュニケーションはバランスが悪い。7.6 のレポートの話は、7.5 に

入れるべき。

- **Sphere of influence** はプラクティカルに対応せざるを得ず、定義などはできない。
- 人権にしても、コミュニティにしても、**How** に当たることがイシューとして取り上げられている。
- **WD4.2** は全体的に見て **CD** のたたき台とするところには来ているのではないか。4 章まではかなり落ち着いてきた。原則は前進し、7 つでほぼ確定してきている。5 章も単独の章とすべきか否かという議論が残っているものの、内容は落ち着いてきている。6 章は人権とコミュニティ参画、7 章は 7.5~7.8 が要検討であるが、この他は整理されてきている。
- ...while observing international norms of behaviour (183 行目) は、As well as ではなかったか。やらなければならない部分とボランティアの部分の区別がウィーン総会の時と比べて薄まっているように思われる。
- **Social responsibility** の定義 Note 2 (269 行目) にサプライチェーンであればまだしも、**sphere of influence** が残っているのは、無理があるのではないか。
- 5 章は他との重複が残る。ステークホルダーエンゲージメントを 5 章で特出ししているということで、5.1、5.2.1 などは 6 章と統合してはどうか。
- コミュニティの中に **Responsible investment** がイシューとして入っている。
- **Assurance** や **Material** など現在まだ動いている概念を確立した概念のように書くのは好ましくない。
- **TG6** で **Assurance** などを議論するのは無理。繰り返しの議論となる。サンチャゴでどのようなメカニズムで議論するかが課題。

## 6. 5 今後のスケジュールの確認

資料 WG I-11-7 にしたがって、事務局より今後のスケジュールの確認がなされた。7 月 8 日の第 20 回国内委員会で国内コメントを審議した後、総会直前の最終調整については、サンチャゴ総会の文書はお盆の週に回付され時間的な余裕がないことなどから、8 月 21 日 (木) 10 時~12 時の幹事会を国内委員会メンバーも出席できる拡大幹事会として対応する方向で、次回の国内委員会に諮ることとなった。サンチャゴ総会後の日程調整も早めに行って欲しい旨の要望があった。

また、今年度は従来の総会後に開催していた総会報告会は開催せず、**CD** のパブリックコメント説明会とあわせて総会の内容を報告する計画であるとの説明が事務局からあった。なお、昨年度フィリピンで開催したアジアワークショップについて、今年度は国内委員会とは別に行い、予算及び対応については現在検討中であることが **JISC** 事務局から説明が

あった。

#### 6. 6 その他

国内委員会のコメント期間は 6 月 23 日（月）であるが、この期限を過ぎてもいいコメントがあれば日本から提出するコメントに取り入れられるよう、期日後に届いたコメントもエキスパートに回覧することとなった。

以上